

(参考)

全国市町村情報管理主管課長会の概要

1 設立の趣旨

近年の情報通信技術の進歩により、社会全体がネットワーク社会へと進んでおり、市町村においても電子自治体の実現へ向けた取り組みを推進している。

このような状況を踏まえ、インターネット等の情報通信技術を活用した全国市町村の情報交流の場を設け、市町村相互の連携を深めつつ、諸般の課題解決を図ることを目的とした全国市町村情報管理主管課長会（以下、「本会」という。）を設立した。

2 本会の会員

（財）地方自治情報センター（以下、「センター」という。）の正会員である地方自治法第1条の3第2項の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市は除く。）の情報管理主管課長が会員である。

3 設立までの経過

（1）設立準備委員会

① 設立準備委員会の設置

市、町村から選出されているセンターの評議員（10名）において構成される設立準備委員会委員会を設置

② 設立総会案件の検討・決定

設立準備委員会（2回：平成14年6月、10月）を開催し、設立総会案件（会則、細則、運営方法、役員）について協議・検討し、決定

（2）設立総会

開催日時：平成14年10月18日（金）10：30～12：00

開催場所：東京・池袋サンシャインシティ サンシャイン60

各都道府県から選出された2団体及び設立準備委員会のメンバー（95名）により、設立総会を開催し、設立準備委員会で決定した設立総会案件を提案し、設立総会の総意により決定

4 本会の役員

別紙1のとおり

5 本会の活動内容

- （1）（財）地方自治情報センターのインターネット・ホームページ上に本会専用コーナーを設け、情報提供、調査、情報交換を実施する。
- （2）講演会等を実施する。

6 本会の運営

本会会則・細則（別紙2）に基づき、本会役員及び事務局により運営を行う。なお、運営に関する事項については、年2回程度開催する役員会で決定する。

7 運用方法

（1）ホームページ上に本会専用コーナー設置

センターのインターネット・ホームページ上に本会専用コーナーを開設。本会専用コーナーは、IDとパスワードが必要となる認証システムである。

（2）会員IDの発行

会員IDはインターネット・センターホームページ上にある「LASDEC 会員コーナー」と同一の会員IDである。

（3）会員IDの付与・削除

本会の会員はセンターの会員と同一であるため、センターの会員資格の取得及び喪失の際は事務局（センター）が会員IDの付与及び削除を行う。

（4）専用コーナーの情報の更新及び内容変更

情報の更新や内容の変更については、事務局（センター）が行う。ただし、更新及び変更に当たり重要と思われる事項については、事務局が会長に諮り、会長が必要と認める場合は、役員会議を開催し決定する。またその際、役員会議が必要と認める場合は総会を開催し決定する。

（5）講演会の実施

平成17年度については、全国市町村情報管理主管課長会（以下、「本会」という）及び日本経営協会と共に「全国市町村情報管理主管課長会中央セミナー／地方公共団体IT推進フォーラム」を開催した。

日 時： 平成17年11月9日(水)～10日(木) 10:00～17:00

会 場： 「グランドヒル市ヶ谷」（東京都新宿区市谷本村町4-1）

参加者： 地方公共団体職員・民間企業

計155名（11月9日（水）75名、11月10日（木）80名）

参加費： 無料

内 容： （自治体事例発表と企業プレゼンテーション）

8 運営等にかかる費用

センターからの補助金をもって運営することとし、各市町村の財政的な負担はないものとする。ただし、インターネット等において情報交換を行う際の電気通信サービス、接続機器等に要する費用は各市町村団体の負担とする。

9 現在までの経過

平成14年6月25日	設立準備委員会（第1回）開催（会則、細則、運営方法、役員等検討）
平成14年10月3日	設立準備委員会（第2回）開催（設立総会提出案件の決定）
平成14年10月18日	設立総会開催（設立総会案件の決定「会則、細則、運営方法、役員」）
平成14年11月初旬	本会専用コーナー開設
平成15年2月5日	平成14年度役員会議の開催（14年度活動状況報告及び15年度事業計画の審議、役員改選について）
平成15年6月12日	平成15年度役員会議の開催（15年度事業計画の進捗状況の審議、役員の任期（会長・副会長の任期）について）
平成15年10月15日	新旧役員会議の開催 (本会の概要及び事業進捗状況報告、第2期役員（会長・副会長）の選出)
平成16年2月17日	平成15年度役員会議の開催 (15年度活動状況報告及び16年度事業計画の審議)
平成16年7月14日	平成16年度役員会議の開催（16年度事業計画の進捗状況の審議、役員の任期（会長・副会長の任期）について）
平成17年2月23日	平成16年度役員会議の開催 (16年度活動状況報告及び17年度事業計画の審議)
平成17年10月12日	新旧役員会議の開催 (本会の概要及び事業進捗状況報告、第3期役員（会長・副会長）の選出)
平成18年3月29日	平成17年度役員会議の開催（書面評決） (平成17年度事業実施状況及び平成18年度事業計画の審議)

全国市町村情報管理主管課長会 役員 (敬称略・順不同)

(別紙1)

(第3期役員名簿) 任期: 平成17年10月12日から平成19年10月まで

課長会 役職	団体名	部署名	役職	備考
	秋田市	企画調整部情報政策課	課長	
会長	高崎市	市長公室情報政策課	課長	
	浜松市	企画部情報政策課	課長	
	洲本市	情報政策部	部長	
	福山市	企画総務局企画部情報政策課	課長	
	長崎市	企画部情報システム課	課長	
	東京都日の出町	庶務課	課長	
	富山県朝日町	まちづくり振興課	課長	
	香川県三木町	政策情報課	課長	
	島根県斐川町		参事	平成18年4月21日～
(副会長)	佐賀県北方町	企画課	課長	平成17年10月12日～平成18年2月28日

(第2期役員名簿) 任期: 平成15年10月15日から平成17年10月12日まで

課長会 役職	団体名	部署名	役職	備考 (任期等)
	秋田市	企画調整部情報政策課	課長	
会長	高崎市	市長公室情報政策課	課長	
	洲本市	情報政策部	部長	
	福山市	市長室情報政策課	課長	
	長崎市	企画部情報システム課	課長	
	岩手県藤沢町	企画室	室長	平成16年4月19日～
	京都府園部町	企画情報課	課長	
副会長	佐賀県北方町	企画課	課長	
	静岡市	総務部情報政策課	課長	平成15年10月15日～平成17年3月31日
	茨城県関城町	企画課	課長	平成15年10月15日～平成17年3月27日
	広島県高宮町	企画課	課長	平成15年10月15日～平成16年2月29日

(第1期役員名簿) 任期: 平成14年10月18日から平成15年10月15日まで

課長会 役職	団体名	部署名	役職	備考 (任期等)
会長	横須賀市	企画調整部情報政策課	副部長・課長	平成14年10月18日～平成15年4月29日
			課長	平成15年4月30日～
	富山市	情報統計課	課長	
	岸和田市	企画調整部情報政策課	課長	
	鳥取市	企画推進部情報政策課	課長	
	徳島市	総務部情報推進課	課長	
	那霸市	総務部電子計算課	課長	平成14年10月18日～平成15年4月29日
		経営企画部情報政策課		平成15年4月30日～
	茨城県関城町	企画課	課長	
	岐阜県垂井町	総務課	課長	
副会長	島根県旭町	総務課	課長	
	佐賀県北方町	企画課	課長	

全国市町村情報管理主管課長会会則

(名 称)

第1条 この会は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、全国の市町村相互の密接な連携を図り、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究することにより市町村間の情報化格差の是正や市町村の情報化促進及び本会の効率的な運営をすることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 情報管理組織の運営等に関する情報の交換及び調査研究
- 二 行政情報化、地域情報化に関する調査研究
- 三 情報化関連資料の提供及び配布
- 四 講演会等の開催
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、（財）地方自治情報センター（以下、「センター」という。）の正会員である地方自治法第1条の3第2項の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。）の情報管理主管課長を会員とする。

(会員の責務)

第5条 本会の会員は、本会会則第2条及び第3条の規定に基づき、会員相互に協力することとする。

(会員資格の喪失)

第6条 本会の会員は、本会会則第4条の資格を喪失した時点で会員資格を喪失する。

(役 員)

第7条 本会に役員として会長、副会長及び幹事若干名を置く。

- 2 会長、副会長は幹事のうちから選出する。会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、センターの評議員のうち、市、町村から選出されている評議員を充てることとし、本会の企画運営にあたる。
- 4 役員の任期は、センター評議員の任期に準ずる。
- 5 役員は、任期満了においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとし、後任の役員の任期は前任者の残りの期間とする。

(会議)

第8条 会議は、次のとおりとする。

- 一 役員会議
- 二 会員相互の情報交換会議（以下「情報交換会議」という。）
- 三 総会

(会議形式)

第9条 会議形式は、一同に会する会議（以下「集合会議」という。）と衛星通信やインターネット等を利用する会議（以下「遠隔会議」という。）とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、地方自治情報センター内に置く。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営管理に必要な事項は、別に定める。

- 2 第11条第1項以外の事項については、役員会議で決定し、会員に報告する。ただし、本会の運営についての重要な事項及び本会則の改正については、総会で決定する。

(付則)

この会則は、平成14年10月18日から適用する。

全国市町村情報管理主管課長会細則

(目的)

第1条 この細則は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）会則第11条第1項の規定に基づき、本会の円滑な運営管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(役員会議の開催)

第2条 役員会議の議長は、会長とする。

- 2 役員会議は、定例会を年2回開催する。
- 3 議長は、必要がある場合に臨時役員会議を開催することができる。
- 4 役員会議は、役員の3分の2以上の出席により成立する。
- 5 役員会議の定例会は、一同に会する会議（以下「集合会議」という。）とする。
- 6 臨時役員会議は、集合会議または衛星通信やインターネット等を利用する会議（以下「遠隔会議」という。）のいずれかにより開催する。
- 7 役員会議に出席できない役員は、各号に掲げる方法のいずれかにより、出席とみなす。
 - 一 議長に議決を委任した委任状の提出
 - 二 役員の委任を受けた代理者の出席
- 8 役員会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員相互の情報交換会議の開催)

第3条 会員相互の情報交換会議（以下、「情報交換会議」という。）は、隨時開催することができる。

- 2 情報交換会議は、遠隔会議で開催する。

(総会の開催)

第4条 総会の議長は、会長とする。

- 2 総会は、必要がある場合に役員会議の決定により開催することができる。
- 3 総会は、遠隔会議で開催する。
- 4 総会の議事は、遠隔会議の有効回答数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の役割)

第5条 本会の会議の役割は、次のとおりとする。

- 一 役員会議は、事業計画の立案、会員からの要望やその他本会の運営に関連する事項の協議・決定等を行う。
- 二 情報交換会議は、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究を行う。
- 三 総会は本会の運営に関連する重要な事項及び本会則の改正について決定を行う。

(遠隔会議)

第6条 遠隔会議は、センターホームページ上に本会の専用コーナーを開設し、開催する。

- 2 会員には、遠隔会議に必要となる会員IDを発行する。

(有識者の協力)

第7条 遠隔会議を円滑に運営するため有識者及び国、地方公共団体の実務経験者への協力要請を行う。

2 遠隔会議に有識者の協力が必要となる場合は、役員会議の決定により有識者に対し会員IDを発行する。

(講演会等の実施)

第8条 講演会等は、会員から要望がある場合には役員会議の決定により開催する。

(運営費用)

第9条 本会の運営費用は、センターからの補助金をもってあてる。ただし、遠隔会議に必要な電気通信サービス、接続機器等に要する費用は、会員団体の負担によるものとする。

(役員の旅費)

第10条 集合会議による役員会議及び臨時役員会議を開催する場合、役員の旅費はセンターの旅費規程に準じて本会が負担する。

(事務局所掌事務)

第11条 事務局は、おむね次の事務を分掌する。

- 一 諸会議の開催に関すること
- 二 会員との連絡・調整・照会に関すること
- 三 調査の実施・資料提供に関すること
- 四 会員IDの発行等に関すること
- 五 その他

(他の情報管理主管課長会等との連携)

第12条 本会は、必要がある場合には次の情報管理主管課長会等と相互了解のもと資料の提供などの連携を図るものとする。

- 一 全国都道府県情報管理主管課長会
- 二 指定都市情報管理事務主管者会議
- 三 特別区電子計算主管課長会
- 四 全国広域市町村圏情報管理連絡協議会
- 五 近畿都市行政情報システム協議会

(雑 則)

第13条 本細則の定めによるほか、必要な事項は役員会議で定める。なお、本細則の改正については、役員会議で決定する。

(付 則)

この細則は、平成14年10月18日から適用する。